



川柳 応募用紙

テーマ 「消費生活における注意喚起」
「悪質商法や詐欺による被害防止」

高齢化社会の進行やデジタル化の進展など、私たち消費者を取り巻く環境は、日々複雑化・多様化しています。埼玉県では、令和6年度の消費生活相談件数が約54,000件にのぼり、前年度から約2,000件増加しました。今後も消費者トラブルの増加が懸念される中、被害の未然防止や注意喚起につながる川柳を募集します。

川柳は、1枠につき1句(2句)までご記入できます。

1	上五	中七	下五
2			
作品への想い等、ご記入ください。			

氏名	ふりがな
ペンネーム (匿名希望の場合)	
住所	〒
電話番号	

応募
方法

- ・応募用紙による応募
- ・インターネットからの応募



応募
問合せ

〒345-8502 杉戸町清地2-9-29
杉戸町産業振興課 商工観光担当(川柳応募担当)
TEL 0480-33-1111
(受付:平日 8:30~17:15/土日祝を除く)

消費者月間とは

「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされています。消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行う期間です。

応募上の注意

(1)応募作品は、自作かつ未発表のものに限ります。
なお応募作品は返却しません。

(2)応募作品の著作権は杉戸町に帰属し、応募者の承諾を得ずに啓発事業に使用する場合があります。

(3)いただいた個人情報は本事業にかかる目的のみ使用し、他の目的には使用しません。

(4)人工知能(生成AI)などによる作品は不可とします。

(5)詳しくは実施要項をご覧ください。